

奈良県シニアサッカーリーグ実施要項(2025年度)

改定:2025年3月16日

主催 奈良県シニアサッカー連盟(以下『連盟』という。)

1 目的

連盟の運営を円滑に行うため、この条項を定める。

2 運営(細則あり)

シニアリーグを運営する為に、各リーグに運営委員を置く。

3 参加資格(細則・特記事項あり)

毎年、連盟が定める締切期日までに、加盟登録を完了したシニア種の単独チーム(050・060特例有)とする。

※女子選手参加に関しては細則規定に準ずる。(細則2.「特例-2-3」)

4 試合方法

- ①試合時間 040・050・060リーグを25分ハーフとする。
- ②交代選手 再交代可能とする。
- ③競技規則 現行の日本サッカー協会競技規則に準ずる。
但し、リーグシーズン途中での競技規則改正に対しては、連盟協議の上適応するかどうか検討し通知する。
- ④その他 勝敗の決しない場合は引分けとし、延長は行わない。

5 リーグの運営

- ①組み合わせ・日程
各リーグ競技委員は組合せ及び日程を決定し、運営委員の承認を得その旨を所属する各チームに通知する。
但し、組合せ及び日程の決定後において個別チームの都合による変更はこれを認めない。
- ②予定の変更
リーグの日程・試合会場など、運営の予定に変更が生じた場合、日程については14日前までに、場所については7日前までに各リーグの競技委員は所属するチームに通知する。
- ③グラウンドの使用
 - [1] 準備・後始末(会場担当者指示のもと)
グラウンドの準備当日会場担当チーム指揮のもと第1試合の両チームが行い、後片付けは最終試合の両チームが行う。
 - [2] 不正行為及びペナルティ
グラウンド管理者よりチーム名において、グラウンド使用状況について苦情を受けたチームに対して罰則を課す。
当該罰則の内容については、連盟規律委員会がこれを審理・裁定する。
- ④審判(細則あり)
 - [1] 資格
審判(主審・副審・4審)は、連盟が認定する資格を有する者が行う。(細則あり)
 - [2] 所属
奈良県協会所属審判員とする。
 - [3] 審判手帳
審判を行う者は、審判員証を携帯し、4審にこれを提示する。
 - [4] 割り当て
審判の割り当ては各リーグの競技委員が行うが、派遣要請を受けたチームは正当な理由なくこれを拒否してはならない。
 - [5] 不正行為及び罰則
割り当てられた審判員が連絡なしに審判を行わなかった時、または連盟が認定する資格を有さない者に審判を行わせた時、並びに理由なく審判の割り当てを拒否したときは、その者が所属するチームに罰則を与える。以降の処置については連盟規律委員会がこれを審理・裁定する。
- ⑤棄権敗・不戦敗(細則あり)
 - [1] 棄権敗
各リーグの運営委員会で定められた試合当日に、やむを得ない事情により試合を行うことが不可能となったチームは、その日の8日前までに相手チームの了解を取り各リーグの運営委員長に報告しなければならない。
この場合、当該チームのその試合の成績を「棄権敗」とする。
「棄権敗」を複数回繰り返したチームに対しては罰則を課す。当該罰則の内容については連盟規律委員会がこれを審理・裁定する。
 - [2] 不戦敗
試合当日にキックオフの時刻に出場できる選手が7名未満(6人以下)のチームの当該試合の成績を「不戦敗」とする。試合中に出場できる選手が7名未満(6人以下)になったチームの当該試合の成績についても「不戦敗」とする。「不戦敗」を複数回繰り返したチームに対しては罰則を課す。
当該罰則の内容については連盟規律委員会がこれを審理・裁定する。

6 競技(試合)の運営・規則

①警告及び退場(細則あり)

[1] 退場

主審より退場を命ぜられた選手及び、ベンチ内で退席処分を受けた者は、原則次節の1試合を出場停止とする。以降の処分については、連盟規律委員会が審理・裁定する。

※退場内容により期間の延長(規律委員会にて)有り。

[2] 警告

リーグ期間中において警告を受けた選手は、細則4競技(試合)の運営・規則①警告及び退場項目に準ずる。また、以降の処置については、連盟規律委員会が審理・裁定する。

[3] 処分の波及(I)

退場による次節1試合の出場停止処分に限り、当該処分を受けるべき選手に対する処分が未了のままリーグが終了した場合、来期の公式戦の1節目に処分を波及させる。

[4] 処分の波及(II)

リーグ期間中に受けた警告については、各カップ戦にはそれを波及させない。但し、退場処分(累積による退場を含む)を受け、その処分が未了の場合にはこれを波及させる。

リーグによる順決定戦(入れ替え戦)のある場合は累積警告や出場停止処分は継続波及させる。

②メンバー表の提出(細則あり)

試合開始30分前までに、メンバー表2部を会場担当者(4審)に提出する。

メンバー表は各リーグ(全カテゴリー)競技委員による登録方式とする。(細則あり)

③試合結果の報告

会場担当チームは当日の試合結果報告書を速やかにリーグの競技委員及び連盟競技委員長に報告する。

また、当日の審判報告書を速やかにリーグの審判委員及び連盟審判委員長に報告する。

※遅くとも翌日の提出とし、退場者ありの場合は必ず当日報告する事

④運営及び行為に関する事項

- ・要項(細則)に規定されている事項及び、その他の尊厳すべき事項を守らないチームには規律委員会で協議し、勝ち点減・昇格取り消し・降格・除名・その他の措置を取る場合がある。
- ・本委員会・連盟に対し非協力的、又は運営に支障をきたす行為を繰り返すチームは規律委員会で協議し、勝ち点減・昇格取り消し・降格・除名・その他の措置を取る場合がある。
- ・試合中、練習中を問わず各会場内外の器物を破損した場合、当該チームにおいて弁償するものとする。故意に器物を破損(未遂含む)した場合は規律委員会で協議する。

⑤試合中断に関する事項(細則あり)

負傷者への対応、施設(照明等)トラブルや不具合、雷及び豪雨などで試合を中断に関する事項。

施設利用時間までに当日の試合が消化できないと判断された場合は当該試合を中断し再試合とする。

⑥試合球

すべてのリーグにおいて連盟配布指定球を使用すること。(細則あり)

7 成績および順位

①勝点

勝ち(棄権勝、不戦勝を含む)3点、引き分け1点、負け0点、不戦敗-3点

②順位の決定

- [1] 勝点の多い順
- [2] [1]が同一の場合は得失点差
- [3] [1]と[2]が同一の場合は総得点
- [4] [1]と[2]と[3]が同一の場合は当該チームの対戦成績
- [5] [1]と[2]と[3]と[4]が同一の場合は同一順位とするが、リーグの入れ替えに関わる順位の場合は順位決定戦を行う。

③リーグの入替

[1] プレミアリーグ～1部リーグの入れ替えについて

- ・プレミアリーグ9位・10位のチームは1部リーグに自動降格
- ・プレミアリーグ8位のチームは1部リーグ3位のチームと入れ替え戦を行う。
- ・1部リーグ1位・2位のチームはプレミアリーグに**自動昇格**。
- ・1部リーグ3位のチームはプレミアリーグ8位のチームと入れ替え戦を行う**権利を得る**。

[2] 1部リーグ～2部リーグの入れ替えについて

- ・1部リーグ9位、10位のチームは2部リーグへ自動降格
- ・1部リーグ8位のチームは2部リーグ3位のチームと入れ替え戦を行う
- ・2部リーグ1位、2位のチームは1部リーグへ**自動昇格**。
- ・2部リーグ3位のチームは1部リーグ8位のチームと入れ替え戦を行う**権利を得る**。

[3] O50リーグの入れ替えについて

- ・1部リーグ8位は2部へ自動降格 2部リーグ1位は1部へ**自動昇格**。
- ・1部リーグ7位のチームは2部リーグ2位のチームと入れ替え戦を行う**権利を得る**。

特記事項:

リーグ終了後来期シーズンに新規参加または脱退チームがありチーム数に変更のある場合は委員により検討しリーグ開始までに変更決定する事。

8 ユニフォーム(細則あり)

各チームはユニフォームを色の違うものを2着試合会場に持参する事とする。

(公財)日本サッカー協会 ユニフォーム規定を準用する事。

9 要項(細則)の変更と適応

リーグにより競技要項を変更する場合は必ず競技委員長ならびに委員長に申し出、協議し承認を得る。

10 要項(細則)ならびに規約の厳守

奈良県シニアサッカー連盟に属し、奈良県シニアサッカーリーグに参加するチーム又は選手は、奈良県シニアサッカーリーグ要項を遵守し、また、奈良県シニアサッカー連盟の規約ならびに運営委員会決定事項を厳守するとともに、運営委員会活動業務、協会活動に積極的に参加する事。

11 連盟委員の任期について

- ・ 連盟を構成する各リーグにおける運営・協議・総務・審判・規律委員は全体総会に決定後1年間とする。
- ・ 連盟委員長 任期3年 就任後3年目に次期委員長を決定し補佐とする。
- ・ 連盟委員長 任期3年 就任後3年目に次期委員長を決定し補佐とする。
- ・ 総務委員長 任期3年 就任後3年目に次期委員長を決定し補佐とする。
- ・ 審判委員長 任期3年 就任後3年目に次期委員長を決定し補佐とする。
- ・ 常任役員 任期2年 就任後2年目に常任役員を決定し補佐とする。
※常任役員においてはO40(3名)、O50(2名)、O60(1名)より選出とする

4役(連盟委員長、競技委員長、総務委員長、審判委員長)は後任に引き継ぐため1年間補佐を実施し、引き継ぎ後は「理事」に就任とする。また、4役は「各リーグ専門委員」「常務役員」を重任しない。

委員長・競技委員長・総務委員長・審判委員長の選出決定方法:

選出においては奈良県シニアサッカーリーグの参加チーム代表者の中から選出する。

自選、他薦、推薦を問わない。(時期に制限は設けないが、総会の1ヶ月前までが望ましい)

なお、決定においては奈良県シニアサッカー連盟総会における承認決議をもって決定する。

⇒ 全加盟チームの過半数を以て可決とする。

奈良県シニアサッカーリーグ実施要項細則(2025年度)

改定:2025年3月16日
一部再改定:2025年7月23日

※ 細則項目Noは実施要項記載No同じとする

2 運営に関して細則

別紙運営委員会組織の構成委員をもって運営にあたる事とする。
各リーグ参加チームにおいては加盟申込に記述項目を厳守し協力すること。

3 参加資格細則 (※原則シニア種登録選手においては性別の区別は行わない)

- ① O40カテゴリーに関しては日本サッカー協会(奈良県サッカー協会)所属シニア種別で加盟登録された単独チームである事。
選手は上記に所属し1986年(昭和61年)4月1日までに生まれた選手である事。
- ② O50カテゴリーに関しては日本サッカー協会(奈良県サッカー協会)所属シニア種別で加盟登録された単独チーム若しくは、日本サッカー協会(奈良県サッカー協会)所属シニア種別で加盟登録されたメンバーにより構成された合同(混成)チーム(特例50-1)も可とする。
合同(混成)チームにおいても日本サッカー協会(奈良県サッカー協会)チーム加盟登録は必要とする。
選手は上記いずれかに所属し1976年(昭和51年)4月1日までに生まれた選手である事。
- ③ O60カテゴリーに関しては日本サッカー協会(奈良県サッカー協会)所属シニア種別で加盟登録された単独チーム若しくは、日本サッカー協会(奈良県サッカー協会)所属シニア種別で加盟登録されたメンバーにより構成された合同(混成)チーム(特例60-1)(特例60-2)ならびに(特例60-3)も可とする。
選手は上記に所属し1966年(昭和41年)4月1日までに生まれた選手である事。

特例50-1 (チーム構成規定)

O50カテゴリーに関して特例として合同(混成)チームである事の規定としてこれに関しては2025年度において適応する。 ※2025年度よりアンダー枠は撤廃とする。

特例60-1 (チーム構成規定)

O60カテゴリーに関して特例として合同(混成)チームである事の規定としてこれに関しては2025年度において適応する。

特例60-2 (アンダー枠規定)

O60カテゴリーに関してアンダー枠規定を設ける事とする。
特例アンダー枠規定とは③規定の生まれ月日以降で1968年(昭和43年)4月1日までに生まれた選手であればメンバーを同時に3名まで試合に参加出場を認める。

特例60-3 (女子選手枠特例)

18歳以上(高校生不可)出場可とする。
但し、日本サッカー協会所属(奈良県サッカー協会)加盟登録された選手。
社会人等、出場する選手は選手証を各リーグ競技委員に提出し許可を受けメンバー登録する事。

- ④ 全ての選手はスポーツ障害保険に加入し参加する事とする。

- ⑤ チーム内に有資格者審判員(4級以上2名)を確保する。

- ⑥ 参加エントリー期間

2025年2月1日から2月10日(新規チーム・継続チーム)

上記までの期間に所定のリーグ参加申込書(加盟登録届け)を連盟に提出し承認を受ける事。

新規参加チームにおいては所定期間に加盟登録届けを連盟に提出し審査及び(ヒアリング)承認を受ける。

※所定期間とは連盟より年度毎に告示

5 リーグの運営

- ④ 審判

資格4級以上とする。※主審・副審・4審共、有資格者とする事。

審判服に関して主審・副審・4審全てにおいて上下着は審判服着用する事を必須とする事。

4審(及び会場担当)に関してはHP上の運営について会場担当編、4審の役割内容を厳守する事。

審判に関する特記事項

審判割り当ては選手登録の無い者でも可とする。

但し、登録内容確認表の所属審判(有資格者)に登録された者に限る。

- ⑤ 棄権敗・不戦敗における得点ならびに勝ち点

棄権敗・不戦敗においては全て試合結果を0-5とし、試合開始前の不戦敗にのみ勝ち点において-3点とする。

棄権敗・不戦敗における罰則

- ・回数毎において罰則を課するものとする。
- ・一回目において:対戦相手チームの次節以降の担当審判代行
- ・二回目において:対戦相手チームの次節以降の担当審判代行+会場担当代行(三回目以降は同じ)
- 且つ、棄権敗又は不戦敗を二回以上行くと次期リーグに関しては降格とする。
- これらの罰則を規律委員から対象試合日程を指示し、上記罰則に当たるものとする。

6 競技(試合)の運営・規則

①警告及び退場

- [1] 退場
同一試合において2枚のイエローカードで同試合退場。次節試合(1試合)出場停止。
※次節試合とは同カテゴリーでの試合を言う。悪質な場合はこれによらず。
- [2] レッドカードで退場。基本次節試合(1試合)出場停止
※次節試合とは同カテゴリーでの試合を言う。悪質な場合はこれによらず。
但しレッドカードの場合は何試合出場停止とするかは内容により連盟規律委員会にて審理・裁定。
悪質な場合、数試合の出場停止もありうる。
- [3] 累積イエローカードでの出場停止に関して
年間リーグ試合9試合以下の場合は2枚、10試合以上の場合は3枚の累積で次節試合(1試合)出場停止とする。
※次節試合とは同カテゴリーでの試合を言う。悪質な場合はこれによらず。
(以降の処置については連盟規律委員会にて審理・裁定)
- [4] 同一試合中イエローカードを受け次にレッドカードの場合。
次節試合(1試合)出場停止とし([3]に準ずる)イエローカードは累積で残る。
※次節試合とは同カテゴリーでの試合を言う。悪質な場合はこれによらず。

②メンバー表の提出(メンバー表に関して)

登録方式とは各リーグ競技委員に登録メンバー表と選手証を提出し確認を受けた上で競技委員の確認押印のあるものとし試合当日の選手証の提示は不要とする。登録、抹消時毎に行うものとする。
登録メンバーの追加又は削除の場合は5日前までを受付(提出日とする)の対象とする。
但し、大会においては登録方式を採用せずメンバー表と選手証を提出する。

③選手証の承認条件

JFAから発行された電子登録選手証に写真(顔)を登録したもの。
コピー可(印字が判別できるもの)写真(顔)を登録されたもの。
※コピーされたものに写真を貼り付けたものは認めないものとする。

④メンバー表に関する不正(詐称、虚偽)行為等に対する罰則規定

出場選手が他の選手の名前を使用出場又は他チーム登録者が出場した場合における罰則

- [1] チーム代表者においては以後永久追放とする。
[2] そのチームの戦績抹消および登録抹消。

補足事項:

- ・当該選手も把握した上での行為であればチーム代表者と同罰則([1])とし、また、チーム全体が把握していた場合も把握していた選手を対象とし同罰則([1])とする。
- ・その他の場合の選手においては他のチームへ移籍するかもしくは選手により新しいチームにて参加することを良しとする。同ユニフォームは使用できない。

⑤再試合の場合(再開の起点)

- [1] 得点有無に関係なく中断時点からの再開とする。
[2] 警告、退場は全て中断時点までを継続適応する。
[3] 人数(選手)は中断時点と同様とする。
当初の試合のメンバー表出場欄に○印または/印の記載がありメンバーチェックを受けた者のみ出場可能とする。但し、当初の試合の出場メンバーが参加不可の場合メンバー表に記載あるメンバーで補充し、また当初の試合のメンバー表記載のメンバー数まで追加補充する事ができる。

⑥再試合の場合の試合結果報告書への記載義務

- ・当該試合の総得点記入欄に「○○分○○秒中断 再試合」と記載
- ・特記事項欄に詳細事項を記載。
- ・会場担当者は各リーグ運営委員に報告し、運営委員は再試合の為の日程調整を行う。
- ・中断があった場合は次節リーグ戦の前に再試合を行う事とする。
※ 再試合の前に他のカードを実施した場合、警告、退場の処分が他の試合で適応されるのを防ぐ為にある。(警告、退場処分がない場合はこれにあらず。)

⑦雷による中断の要旨

雷鳴が聞こえたら直ちに試合を中断し、**30分待ち30分後**に回復していれば、試合を行う。

再度雷鳴が聞こえたら、その時点から更に**30分**待つ。

- ⇒ 試合前の場合: 開始時間に間に合わない場合、第1試合は中止。
以降(第2試合・第3試合)も同様。
- ⇒ 試合中の場合: 当該試合を中断とし、**30分**後に回復していれば再開。
それ以降の試合開始時間をずらすため、第3試合が中止となる。
全試合中止の場合、試合途中の試合についての再試合は上記の通りとする。

※会場担当者は中断により中止となる試合における当該チームへ試合中止となる旨を連絡する。

⑧リーグ試合球

連盟配布指定球は、O40、O50は一般球、O60は400g(シニア軽量球)900hPaを使用。

8 ユニフォームに関する細則

基本:(公財)日本サッカー協会 ユニフォーム規定(2024)を適用する事。

奈良県シニアサッカーリーグにおける特例

- 特例1 ユニフォームは1着以上を持参(2着以上が好ましい)。※相互確認する事を良とする。
正・副の2色については明確に異なる色とする。
- 特例2 アンダーシャツの色は問わない。原則、チーム内で同色のものを着用する。
アンダーショーツ及びタイツの色は問わない。原則、チーム内で同色の物を着用。
ソックステープ等の色は問わない(チームでの統一の必要なし)
- 特例3 ユニフォーム(シャツ及びショーツ及びソックス)に関し同色、同柄であればメーカー等マークの有無や違いまでは認めるものとする。(マークとはワンポイント部分とする)
帯状の文字は柄として扱い不可とする。
- 特例4 胸番号及びチーム識別表記(チーム名・エンブレムまたはその両方)必要とする。
但し、シャツ正面にチーム識別表記することを原則とするが、そのチームであることが識別可能であれば良しとする。(例 AAAA.FC→AAAA AAAA.地名→AAAA)

注意事項

- ① ピブス着用は不可とする。
- ② キャプテンマークを着用する事。
- ③ 組み合わせ表における左記側のチームをホームチーム扱いとし右記側をアウェイチーム扱いとする。
原則ホーム側にユニフォーム選択権を与える。
- ④ 他府県や全国大会等への出場の場合は大会ユニフォーム規定準ずる。
- ⑤ 原則、FPならびにGKのユニフォームにおける表記(番号、チーム識別表記、広告等)は同じにする。

9 大会参加等における特記事項の項目は削除し、大会要項に準ずる。

その他:

- ① コロナ感染症対策における特記事項 **※2025年度は適用せず**
メンバー表チェック時にメンバーからの健康チェックリスト未提出(確認欄チェックなし)の場合、そのメンバーは会場担当者(四審)に健康チェックリストを提出し必ずチェック確認を受ける事。
チェック確認のない場合は出場できない。**確認欄チェック及び代表署名は直筆とする。**
- ② 登録・移籍に関する取り決め事項
 - [1] O40・O50リーグにおいて同チーム間での移籍は可とし、移籍後は必ずチームメンバー登録を行いリーグ競技委員の押印のあるもの(メンバー表)のみを有効とする。
メンバーの移籍(新規)追加、抹消ある時はその都度リーグ競技委員の押印を必要とし登録受付はリーグ試合期日の5日前までとする。
 - [2] 所属チームのリーグ戦終了後に、同カテゴリーの他チームへの移籍(追加登録)を禁止。